

# 山梨県公報

号外第七十八号

平成二十一年  
十一月二十日

日曜日

## 目次

### 監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年十一月二十日

山梨県監査委員  
委員 人 元 直 由  
委員 中 込 孝  
委員 同 上 直  
委員 同 棚 本 邦

### 1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
笛吹川水系発電管理事務所	平成21年7月13日
石和温泉管理事務所	
中央病院	平成21年7月14日
北病院	
発電総合制御所	
早川水系発電管理事務所	平成21年7月15日
福祉保健部	平成21年7月22日

医務課 (県立病院経営企画室)  
企業局  
総務課  
電気課

企画部  
平成21年7月23日

企画課  
世界遺産推進課  
北富士演習場対策課  
情報政策課 (情報産業振興室)  
統計調査課  
リニア交通課

県民室  
平成21年7月27日

県民生活・男女参画課  
消費者安全・食育推進課  
生涯学習文化課

福祉保健部  
平成21年7月29日

福祉保健総務課 (監査指導室)  
長寿社会課  
国保援護課  
児童家庭課  
障害福祉課  
医務課  
衛生薬務課  
健康増進課

商工労働部  
平成21年8月5日

商工企画課

<p>商業振興金融課 産業支援課 労政雇用課 産業人材課 産業立地推進課</p>	<p>平成 21 年 8 月 5 日</p>	<p>建築住宅課 営繕課 総務部 人事部 職員厚生課 財政課 税務課 管財課 私学文書課 市町村課 消防防災課</p>	<p>平成 21 年 8 月 18 日 平成 21 年 8 月 21 日</p>
<p>森林環境部 森林環境総務課 環境創造課 大気水質保全課 環境整備課 みどり自然課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課</p>	<p>平成 21 年 8 月 7 日</p>	<p>農政部 農政総務課 (指導検査室) 農村振興課 果樹食品流通課 (農産物販売戦略室) 畜産課 花き農水産課 農業技術課 耕地課</p>	<p>平成 21 年 8 月 24 日</p>
<p>県土整備部 用地課 技術管理課 道路整備課 (高速道路推進室) 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課</p>	<p>平成 21 年 8 月 17 日</p>	<p>労働委員会事務局 教育委員会 総務課 福利給与課 学校施設課 義務教育課 高校教育課 (新しい学校づくり推進室)</p>	<p>平成 21 年 8 月 25 日</p>
<p>県土整備総務課 (美しい県土づくり推進室、建設業対策室) 下水道課</p>	<p>平成 21 年 8 月 18 日</p>		

社会教育課 (新図書館建設室) スポーツ健康課 学術文化財課	平成 21 年 8 月 25 日	組織犯罪対策課 科学捜査研究所 交通企画課 交通指導課 交通規制課 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警備第一課 警備第二課 機動隊 警察学校	平成 21 年 8 月 28 日
出納局 会計課 管理課 工事検査課	平成 21 年 8 月 27 日		
観光部 観光企画・ブランド推進課 観光振興課 観光資源課 国際交流課 (パスポートセンター)	平成 21 年 8 月 28 日		
警察本部 総務課 会計課 警務課 教養課 監察課 厚生課 情報管理課 生活安全企画課 地域課 少年課 捜査第一課 捜査第二課 鑑識課	平成 21 年 8 月 28 日	知事政策局 秘書課 広聴広報課 行政改革推進課 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局	平成 21 年 9 月 7 日

- 2 監査対象期間  
平成 20 年度
- 3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの

事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項  
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項  
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項  
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は 下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)	2								2
指導 (件)	27	12	7	3	3	7	1		60
注意 (件)	1	1		1		4			7
合 計	30	13	7	4	3	11	1		69

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘のうえ、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

(1) 山梨県看護職員修学資金の債権管理について、不適切な事務処理があった。

具体的には、平成14年度の包括外部監査において「貸付相手先別の残高一覧表を作成していないため、貸付残高のうち、返還義務者に対し返還要請すべきものの返還免除となり貸付金から落とすべきものなどの内訳が総括的に確認できない。」との指摘を受けた。

上記指摘を踏まえ、貸出相手先別の残高一覧表を作成し、貸付残高の確認や返還免除等の手続により債権の整理を進めてきたが、処理が完了していないものがあった。(医务課)

(2) 山梨ビジネスパーク立地促進奨励金の交付決定取消に伴う返還金の調定等の手続について不適切な事務処理が2件あった。(産業立地推進課)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
  - ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
  - ② 現金領収事務に不備があり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
  - ① 補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
  - ② 源泉所得税徴収事務に不備があり改善を要するもの
  - ③ 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
  - ① 旅費及び諸手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
  - ② 諸手当の認定確認に不備があり改善を要するもの
- (4) 物品に関する事項
  - ① 物品の管理に不備があり改善を要するもの

② 物品購入の際の検収事務に不備があり改善を要するもの  
(5) 財産に関する事項

① 未登記の用地があり改善を要するもの

② 県有財産管理の手續に不備があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番